

令和5年度入学生対象 やんばる奨学金募集要項

1. やんばる奨学金創設の趣旨及び目的

名桜大学は、沖縄県北部地域の教育文化の向上と教育の機会均等を願う地域住民の強い要請と「地域産業の振興を図り、地域社会や国際社会に人材を輩出する」という理念のもとに平成6年に創設されました。平成22年には、開学の理念を引継ぎ、沖縄県北部12市町村（以下「やんばる」という。）で組織する北部広域市町村圏事務組合を設立母体とする公立大学に移行され、高等教育機会の提供、地域社会・国際社会で活躍できる人材の養成という使命がより明確になりました。

「やんばる奨学金」は、開学の理念に則り沖縄県北部12市町村出身者等がより一層学業等に励み、全国各地、海外から来た学生と共に切磋琢磨し、将来、地域創生に資する人材として社会で活躍することを期待し、北部広域市町村圏事務組合の補助金の出資にて創設しました。

2. 出願資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、かつ、後掲の「審査基準」に該当する者。

- (1) 沖縄本島北部に所在する高等学校を令和4年3月又は令和5年3月に卒業した者。
- (2) 令和4年3月31日以前から1年以上継続して北部12市町村に住所を有し居住している者*で、高等学校を令和4年3月又は令和5年3月に卒業した者。
- (3) 高等学校を「令和4年3月又は令和5年3月に卒業した者の保護者、配偶者又は一親等の親族」が令和4年3月31日以前から1年以上継続して北部12市町村に住所を有し居住している者*。

(※令和4年3月31日時点で1年以上の継続在住期間があることを指しています)

≪沖縄本島北部及び北部12市町村とは…≫

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊是名村、伊平屋村のことを指す。

3. 出願期間

本学に入学後、本学の指定する期間内を出願期間とする。

【令和5年度の出願期間】

出願期間：令和5年7月3日(月)～7月14日(金) ※土・日・祝日を除く

提出先： 教務部 入試・広報課窓口 (受付時間 9:00～17:00)

4. 出願書類

- (1) やんばる奨学金願書 (本学所定用紙)
- (2) 調査書
高等学校卒業時の最終調査書
- (3) 実績報告書提出確認票及び実績報告書 (本学所定用紙)

各入学者選抜の出願時に提出された実績報告書を活用するので、改めて提出する必要はないこととするが、出願時の内容に更新がある者は、追加項目を提出することができる。

なお、実績報告書提出確認票は、上記にかかわらず、応募者全員提出すること。

5. 奨学金の支給額及び支給期間

奨学金の名称及び支給額は次のとおり。ただし、支給期間は入学年度のみである。

奨学金の名称	支給額／年額
やんばる奨学金	10万円

※2年次以降も奨学金を希望する場合、やんばる奨学金以外での申請となるので注意すること。

6. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

出願書類に基づき行う。

(2) 審査基準

次のアに該当し、かつ、イからカのいずれか1つに該当する場合、支給対象者となる。

ア. 学習成績の状況（旧評定平均値）が4.5以上の者（高等学校卒業時）

イ. 実用英語検定2級に合格した者

ウ. スポーツ競技の全国大会又は九州大会に都道府県代表として出場した者

エ. スポーツ競技の県大会で3位以内に入賞した者

オ. 研究、芸術・文化活動、高校の課外活動、地域ボランティア活動等のリーダーとしての役割を果たし、その活動が県内外で団体若しくは個人的な表彰・入賞等として認められた者

カ. その他、上記に準ずると認められた者

7. 奨学生の選考結果

審査は、入学年度の1年次前学期の学業成績の評定平均値（GPA）の上位の者から採用とする。

選考は、入学年度の9月に行い、審査結果を10月に通知する。

8. 提出先及び本件に関する問い合わせ先

名桜大学教務部入試・広報課

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

TEL : 0980-51-1056 / FAX : 0980-54-2429